

東播磨「農」のブランド化大作戦事業（メディアによるPR及び
地産地消レストラン情報収集）企画提案競技実施要領

（目的）

第1条 この要領は、東播磨地域における農畜水産物のPRを図るために兵庫県東播磨県民局（以下、「県民局」という。）が実施する事業を、民間企業等の参加を求め提案競技方式を採用し行おうとする場合において、提案競技の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（対象とする提案競技）

第2条 この要領が対象とする提案競技は、東播磨「農」のブランド化大作戦事業（メディアによるPR及び地産地消レストラン情報収集）委託業務の企画提案競技とする。

（募集要項）

第3条 提案競技の募集要項については、別紙「東播磨「農」のブランド化大作戦事業（メディアによるPR及び地産地消レストラン情報収集）企画提案競技募集要項」によるものとする。

（募集の公表）

第4条 兵庫県東播磨県民局長（以下、「県民局長」という。）は、提案競技の募集をするときは県民局のホームページに公表して広く一般に周知するものとする。

（応募資格）

第5条 提案者は、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する企業（社団法人、非営利活動法人並びに事業協同組合等の団体を含む）とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、応募の対象者とはしない。

（募集の期間）

第6条 募集の期間を募集の公表の日から40日以上の期間を設けるものとする。

（応募図書等）

第7条 提案者は、県民局が別に定める期限までに、企画書等（別紙様式）を提出するものとする。

- 2 提出された企画書等の著作権は、提案者に帰属する。
- 3 提出された企画書等は、非公開とする。
- 4 提出された企画書等提出書類は、返却しないものとする。
- 5 今回の企画提案競技に係る一切の費用は提案者の負担とする。

（合議制審査機関の設置）

第8条 企画の選考等について審査するため、東播磨「農」のブランド化大作戦事業（メディアによるPR及び地産地消レストラン情報収集）企画提案競技審査会（以下「審査会」という）を設置する。

2 審査会の組織及び所掌事務等は、別に定める東播磨「農」のブランド化大作戦事業（メディアによるPR及び地産地消レストラン情報収集）企画提案競技審査会設置要領による。

（審査会の実施）

第9条 提案企画については、審査会において別に定める方法により企画の選考を行う。

2 前項に基づく選考の結果、その当選者を委託契約の相手方とする。

3 県民局長は、審査結果を速やかに提案者に通知するとともに、当選者の名称と企画の概要を県民局のホームページで公表する。

（質疑）

第10条 県民局長は、質疑の受付期間及び回答する期間を定め、応募者からの質疑に対し回答するものとする。

2 前項の質疑については、すべて文書で收受し、文書で回答するものとする。

3 県民局長は、質疑回答の内容を閲覧に供するものとする。

4 県民局長は、質疑回答の内容が応募者全員に了知すべきものであると認めるときは、応募者全員に通知するものとする。

（事務局）

第11条 事務局は兵庫県東播磨県民局加古川農林水産振興事務所農政振興課におく。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月21日から施行する。